

別添

1 審査方法

第7の1の審査に当たり、事業の要件を満たす場合のあっても、次の事項に該当する場合あつては採択しないものとする。

- (1) 過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- (2) 2の(1)の有効性、実現性及び公益性並びに2の(2)の評価項目に掲げる内容を1つも満たさない場合

2 審査基準

(1) 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	<p>【目的・目標の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none">・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	<p>十分認められる。</p> <p>概ね認められる。</p> <p>一部認められる。</p> <p>認められない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>1</p> <p>0</p>
効率性	<p>【事業実施計画の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none">・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。・予算計画は妥当なものになっているか。・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	<p>十分認められる。</p> <p>概ね認められる。</p> <p>一部認められる。</p> <p>認められない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>1</p> <p>0</p>
実現性	<p>【事業実施体制の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none">・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するためには効果的な実施体制となっているか。・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	<p>十分認められる。</p> <p>概ね認められる。</p> <p>一部認められる。</p> <p>認められない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>1</p> <p>0</p>

公益性	<p>【国の支援の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
-----	--	---	------------------

(2) 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
実行性 (評価項目の3つの項目から1つを選択するものとする。)	10a 当たり収量が1%以上増加	10%以上増加 8%以上増加 6%以上増加 4%以上増加 1%以上増加 1%未満増加	5 4 3 2 1 0
	食品用でん粉販売金額のシェアが1.4%以上増加	7.0%以上増加 5.6%以上増加 4.2%以上増加 2.8%以上増加 1.4%以上増加 1.4%未満増加	5 4 3 2 1 0
	いもでん粉製造工場における製造歩留りが0.1%以上増加	0.5%以上増加 0.4%以上増加 0.3%以上増加 0.2%以上増加 0.1%以上増加 0.1%未満増加	5 4 3 2 1 0
事業実施主体の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的に事業実施効果を得るために必要なでん粉原料用いもの生産又はいもでん粉の製造に関する知見、専門性等を有しており、事業を的確に行える能力を有している。 ・事業実施主体が生産者に対して生産推進指導する関係にある。又は、生産者との契約により原料供給を受けている関係にある。もしくはその関係になることが見込まれる。 ・農産物検査法に適合するでん粉を製造する工場（又は同等のでん粉を製造する工場）である。又は当該工場へのでん粉原料用いもの出荷を推進している。 ・砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条3号の認定 	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0

	<p>(経営改善計画の認定) を受けている工場である。又は当該工場へのでん粉原料用いもの出荷を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体が所属する共同組織全体の集荷実績が、当該道県でのん粉原料用いもの収穫量の2割を超えており、または、当該工場へのでん粉原料用いもの出荷を推進している。 		
--	---	--	--

(3) 革新計画との関連の有無による基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
関連の有無	令和元年度持続的生産強化対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業又は令和2年度スマート農業総合推進対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業のうち産地の戦略づくり支援に基づき策定された計画において、事業実施主体により関連事業に関する事項等が定められており、その内容が適切と判断されるか。	該当する。 該当しない。	5 0

(注1) 革新計画において、今後の普及すべき新たな営農体系の実施に産地全体の環境整備が必要な場合の取組方針として活用想定事業等が定められており、その内容が適切と判断される場合、同ポイントの申請書類が複数あった際に優先的に採択するものとする。なお、革新計画との関連した事業を申請する場合にあっては、革新計画が策定されていることを証明できる書類を添付することとする。

(注2) 輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づき策定された輸出事業計画において、関連事業に関する事項等が定められており、農林水産大臣により認定されている場合は、本表の（1）から（3）までに定めるポイントに加え、1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。